

徳島大学同窓会連合会会則

(設置)

第1条 徳島大学（以下「本学」という。）に、本学の各学部等の同窓会（「渭水会、青藍会、栄友会、蔵菌会、葉友会、工業会、睦眉会及び六一会」をいう。）の交流及び連携を図るため、徳島大学同窓会連合会（以下「連合会」という。）を置く。

(目的)

第2条 連合会は、各同窓会が密接な連携の下に、相互の親睦を図り、本学の教育研究活動等を支援するとともに、各同窓会及び本学の発展に寄与することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 連合会は、次の各号に掲げる事業の計画及び助成を行う。

- (1) 各同窓会の交流及び連携に関すること。
- (2) 本学の情報発信に関すること。
- (3) 交流会の開催に関すること。
- (4) 本学への募金に関すること。
- (5) 全学同窓会（仮称）の設立に関すること。
- (6) その他各同窓会に関し必要な事項

(組織)

第4条 連合会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 徳島大学長
- (2) 各同窓会会長又は理事長
- (3) 副学長
- (4) 学部長及び教育部長
- (5) その他連合会が必要と認める者

(会議)

第5条 連合会は、第3条に定める事項について協議するため、必要に応じて開催する。

2 連合会は、徳島大学長が主宰する。

3 前条第2号及び第4号の委員が会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 連合会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この会則に定めるもののほか、連合会について必要な事項は、連合会が別に定める。

附 則

この会則は、平成18年1月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年6月13日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年3月2日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年3月7日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。